

羽村市子ども食堂応援事業

市内で子ども食堂を開催している団体に対して、羽村市商業協同組合が発行する商品券を交付します。子ども食堂の開催に必要な食材や備品、学習支援に必要な文具等の購入も対象になります。

申請対象

申請日時点で市内において子ども食堂を開催しており、次のいずれにも該当する団体

- 【1】月に1回以上、定期的に子ども食堂を開催しており、今後も子ども食堂を継続的に開催する意思があること
- 【2】子供たちが食事を摂りながら交流できるスペースを確保していること
- 【3】食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築していること

※子ども食堂とは、地域の子供及びその保護者等が気軽に立ち寄り、無料又は安価で栄養バランスの取れた食事を摂りながら、相互に交流を行う場を提供する取組です。

※これまで市内で子ども食堂を開催した実績がない団体は交付対象外となります。

対象期間・交付枚数

令和8年7月18日（土）～8月31日（月）の

市内小・中学校の夏季休業期間に実施する子ども食堂

1回あたり10,000円分（500円×20枚）

※1箇所に対して40,000円を限度とします。

申請期間

令和8年7月1日（水）～14日（火）

申請から実績報告までの流れ

※様式名称は今後変更になる可能性があります。

- 1 交付申請（7月1日～14日）
「交付申請書兼事業計画書」に必要書類を添えて子ども政策課へ提出してください。
- 2 交付決定（7月15日～）
子ども政策課の窓口で、商品券を交付します。
- 3 子ども食堂の実施（7月18日～8月31日）
子ども食堂の実施に必要な食材費等に使用してください。
- 4 実績報告（10月1日～31日）
「実績報告書」を提出してください。

その他

- ◇商品券を使用できる加盟店は、「商業協同組合加盟店舗一覧」で御確認ください。
- ◇商品券の有効期限は、**令和8年9月30日**までです。
- ◇商品券を有効期限内に使用できない場合は、市に返還していただきます。
- ◇商品券を人件費及び団体運営費に充てることはできません。

申請方法等、御不明な点がございましたら、申請前に以下担当まで御連絡ください。

※申請書等の必要書類は、市公式サイトからダウンロードできます
※商品券の利用可能店舗は、市公式サイトで御確認いただけます。

【問合せ】 羽村市子ども政策課子ども政策係
TEL 042-555-1111（内線260・261）
E-Mail s304100@city.hamura.tokyo.jp



羽村市公式サイトはこちら